

神 崎 町

大河内町

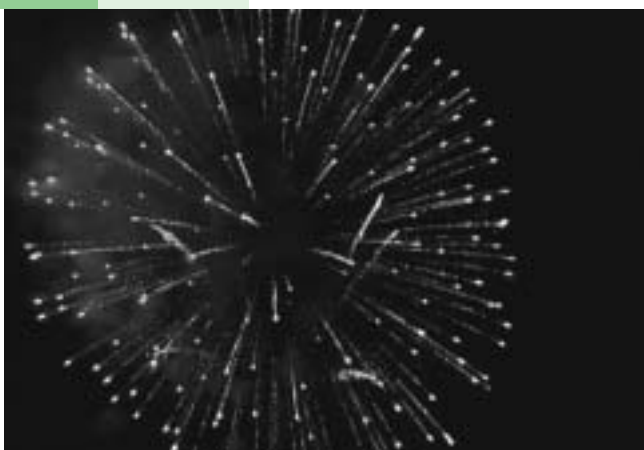
平成16年9月1日発行

合併協議会 だより 第7号



Okawachi

Kanzaki



8月6日(大河内町)・7日(神崎町)において「夏まつり」が盛大に開催されました。

目 次

- 第7・8回合併協議会の結果報告 2
- 第8回新町建設計画小委員会の 7
結果報告
- 合併協定項目の協議状況 8
- 合併協議会からのお知らせ 8



第七・八回合併協議会が開催されました。



Okawachi

Kanzaki

第七回合併協議会

七月十七日、大河内町保健福祉センターにおいて、第七回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項一件、協議事項八件について協議が行われました。

報告事項

【報告第二十六号】

第六・七回新町建設計画小委員会の開催報告について

七月三日に開催された第六回小委員会では、継続協議となっていた新町のまちづくりの課題、合併の必要性、新町建設の基本方針が取りまとめられた旨の報告。また、第七回小委員会では、新町における主要施策について、「愛・やさしさ」「命・いきいき」「心・ふれあい」のまちづくりの目標ごとに三班に分かれ、ワ

協議事項

【協議第十九号】

学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて

学校教育事業の取り扱いについては、就学区域、統廃合問題等の五項目について協議され、次のとおり承認されました。

- ◆就学区域は、現行のまま新町へ引き継ぐこととし、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。
- ◆学校の統廃合は、就学区域問題と併せ、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。
- ◆中学校（校舎、屋内運動場）については、早期に耐震化を図っていく。
- ◆幼稚園の保育料は一ヶ月三千七百円の十二ヶ月に統一する。また納

入方法については、口座振替に統一する。

- ◆通学補助については、中学校のバス（ＪＲ含む）通学者は、大河内町の例により、全額町負担とする。

また、自転車通学者のヘルメット購入補助については神崎町の例による。

問：越知谷第一小学校、越知谷第二小学校の統廃合問題の状況、経緯は？

答：合併問題とは全く別問題で教育委員会等の主導ではなく、PTAを中心に区民集会、区民アンケート等が実施され、「平成十七年四月を目処に第一小学校との統合」との意見がとりまとめられ、地元区長から要請がありました。教育委員会では、この要請を受け、今後協議していくこととなります。

【協議第二十号】

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業は、三ヶ年ごとの事業計画に基づいて実施されており、第二期事業計画期間が平成十七年度末までとなっています。また、第三期（平成十八年度から平成二十年

度）事業計画は、平成十七年度から策定作業を実施するため、それぞれの町で策定し、平成十八年度当初までに調整しなければなりません。

保険料及び、介護保険給付費準備基金積立額においても差があり、次のとおり調整することで承認されました。

- ◆介護保険事業計画については、現行の第二期計画を新町に引き継ぎ、第三期計画は、両町同一のコンサルタントを採用し調整する。

◆保険料については、現事業計画期間（第二期・平成十七年度末）までは、現行のまま新町に引き継ぎ不均衡保険料とする。

第三期介護保険事業計画（平成十八年度から平成二十年

- ◆介護保険給付費準備基金の取扱いについては、合併時にその金額を持ちよることとする。

【協議第二十一号】

福祉関係事務事業（その一）保育所関係事務事業の取扱いについて

保育料一般分の徴収金については、神崎町は七階層、大河内町は十階層に区分されていることや、保育料の徴収方法についても差異があ

り、次のとおり調整することで承認されました。

◆一般分の徴収金の基準額及び階層区分については、年度途中での保育料の変更を行わず、平成十八年四月一日に統一するよう調整する。

◆保育料の徴収方法については、新町発足までに調整する。

【協議第二十二号】

新町名称募集要領（案）について

新町の名称については、神崎町・大河内町に住所を有する者から公募し、応募は一人二点までとすることや、新町の名称は漢字・ひらがな・カタカナとし、「神崎町」「大河内町」の名称を用いないとする。また、公募期間については新町建設計画等の進捗とあわせながら、期間を設定することで承認されました。

公募期間が決定次第、協議会により、ホームページ等において詳細をお知らせする予定です。

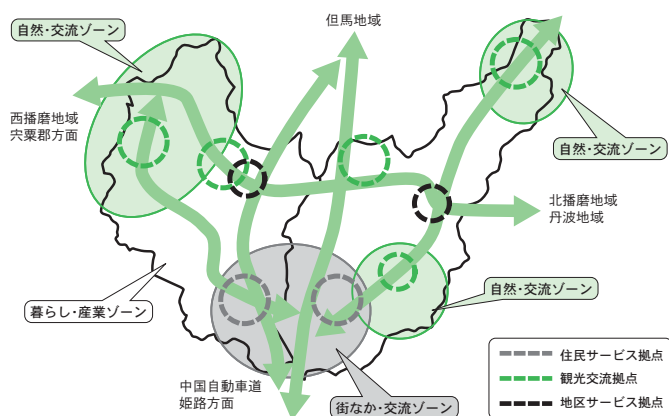
【協議第二十三号】

新町建設計画（その一）について

新町建設計画小委員会を取りまとめられた合併の必要性、新町建設の基本方針などについて協議されました。

合併の必要性については、▽地方分権社会への対応▽広域的課題への

対応▽少子高齢化、人口減少への対応▽厳しい財政状況への対応とし、新町建設の基本方針については「ハートがふれあう住民自治のまち」を合言葉として「愛・やさしさ」「命・いきいき」「心・ふれあい」の三つの視点からまちづくりの目標を設定すること。また、新町の地域構造については、ゾーン、拠点、交流軸の三つの要素により次の図のとおり設定しました。なお、合併十五年後の人口は一万二千人を目標値とすることで承認されました。



提案事項

【提案第十四号】

その他事務事業（その一）交通基盤整備事業の取扱いについて

【提案第十五号】

建設関係事務事業（その一）地籍調査の取扱いについて

【提案第十六号】

福祉関係事務事業（その二）高齢者福祉等の取扱いについて

【提案第十七号】

税務関係事務事業の取扱いについて

【提案第十八号】

上・下水道事業関係事務事業（その二）下水道関係について

【提案第十九号】

慣行の取扱い（その二）式典、名誉町民、表彰について

【提案第二十号】

住民関係事務事業（その一）公営住宅事務事業の取扱いについて

【提案第二十一号】

福祉関係事務事業（その三）乳幼児医療の取扱いについて

第八回合併協議会

七月二十八日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第八回神崎町・大河内町合併協議会が開催され、協議事項八件について協議が行われました。

協議事項

【協議第二十四号】

その他事務事業（その一）交通基盤整備事業の取扱いについて

「地域住民の生活上不可欠な公共交通機関であるバスの運行の維持を図り、町民の福祉向上及び地域の振興に資することを目的とし、交通弱者の足の確保と地方バスの自立を目標」に、両町において兵庫県が定める要綱に基づいて、赤字路線に対する補助や、町単独事業としての補助も実施しています。

今後においても、バス利用者の大きな増加が見込みにくい現状であり、事業者の経営努力を促すとともに、町の財政状況を勘案しながら適切な対応が求められます。

また、大河内町には二箇所の公営駐車場があり、利用者も多く貴重な

施設となっています。このようなことから、次のとおり調整することによって承認されました。

◆路線バスの補助については現行のまま新町に引き継ぐこととする。

◆公営駐車場についても、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

問：「交通弱者の足の確保を目的に」とあるが、大河内町の刈集落には交通機関がなく困られているが、合併後どうなるのか？

答：神姫グリーンバスを通じて、刈地内にも路線バスの確保を強く要望しているが、栗・刈間の県道が未改良であり、大型バスの交差が出来ない状況です。今後においても県道の改良も含め強く要望していきます。

【協議第二十五号】

建設関係事務事業（その一）地籍調査の取扱いについて

両町の地籍行政への取り組み方の違いにより、現状における推進状況や管理方法等において相違点がみられます。

耕地部分（山林部以外）については、神崎町は機械測量により現在地籍調査を実施中ですが、大河内町は平板測量により既に完了しています。

す。しかし、実施年度の違いから測量成果の精度において大きな差があります。大河内町では、精度上の問題から、全町的地籍数値管理に向けた取り組みとして「大河内町地籍修正事務取扱要綱」を定め随時修正に取り組んでいます。神崎町では修正業務がほとんど発生していません。このようなことから、次のとおり承認されました。

◆現在実施中である神崎町の地籍調査については、耕地部の完了まで現行のまま新町に引き継ぐ。

◆耕地部の実施年度の違いから生じる測量精度の差、座標地の有無、測量成果の管理等については、新町発足後早急に調整することとする。

◆山林部の地籍調査については、新町発足後において調整することとする。

【協議第二十六号】

福祉関係事務事業（その二）高齢者福祉等の取扱いについて

福祉関係事務事業（その二）では、戦没者等、母子・父子福祉、児童福祉等の七項目について協議されました。

＜戦没者等について＞

両町とも遺族会に補助金を交付していますが、補助金額等において相違点がみられます。また、傷痍軍人会補助金についても、神崎町は補助制度がありませんが、大河内町は補助を行っているため、次のとおり調整することで承認されました。

◆戦没者遺族会補助金は、新町発足後において遺族会と協議し決定する。

◆傷痍軍人会補助金については、新町発足後において決定する。

＜母子・父子福祉関係について＞
大河内町においては、町内在住の母子・父子家庭で高校及び大学・短期大学・高等専門学校に入学する者に対して補助金を交付しています。神崎町には補助制度がないため、次のとおり調整することで承認されました。

◆母子・父子家庭で高校及び大学等に入学する者に対する祝金制度については、新町発足までに新たに調整する。

＜児童福祉関係について＞

大河内町では、「子どもを健やかに生み育てる支援金事業」として、第三子以降の子どもを対象に、出生時、六歳到達時及び十二歳到達時に

支援金を支給していますが、神崎町では支援金等の制度がなく、次のとおり調整することで承認されました。

◆子どもを健やかに生み育てる支援金の制度については、新町発足までに調整する。

問：「支援金制度は新町発足までに調整」とは、大河内町では減額となり、神崎町ではプラスになると考えてよいのか？

答：財政状況を勘案しながら調整することになり、現状のまま引き継ぐことは困難な可能性があります。ですが、制度についてはなんとか残す方向で調整していきます。

＜民生・児童委員について＞

民生・児童委員については、構成委員数が違い、地域住民の相談役として生活保護等、公的扶助関係の協力機関として社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉の推進を積極的に行っていることから、委員数については慎重に検討する必要があります。

また、主任児童委員は両町とも二名ですが、新町発足後の人数については、委員の任期等を考慮しながら検討しなければなりません。このよ

うなことから、次のとおり調整すること承認されました。

◆民生・児童委員会の活動内容及び定例事業内容については、新町発足後速やかに調整する。

民生・児童委員数は、現行の委員数（神崎町十九人、大河内町十七人、合計三十六人）のまま新町に引き継ぐ。ただし、合併後においての国の配置基準を参考にし、地域の状況を勘案し委員数の適正化に向け調整する。

主任児童委員数は、現行の委員数（両町とも二人で合計四人）のまま新町に引き継ぎ、委員の任期が満了となる平成十九年十二月までに新たに調整する。

〈在宅介護関係について〉

居宅介護支援事業所について、神崎町は小規模基幹型の「神崎町在宅介護支援センター居宅介護支援事業所」、大河内町は地域型の「大河内町役場居宅介護支援事業所」として運営していますが、事務の効率化を図るため、次のとおり調整すること承認されました。

◆居宅支援事業者は一事業所に統合する。また、在宅介護支援センターについては、中学校区を標準と

していることから、二箇所を設置し、一方を基幹型とし、一方を地域型とする。

〈高齢者福祉関係について〉

長寿者への祝金等の制度や、金婚夫婦表彰式の取り組みに大きな違いが見られます。また、大河内町においては、各集落で敬老会事業を実施していますが、神崎町は平成十六年度から廃止することになっています。

訪問介護事業所の運営については、神崎町は社会福祉協議会が直営で設置・運営を実施していますが、大河内町は町の直営事業で設置・運営しており、調整にあたっては社会福祉協議会との協議が必要となります。このようなことから、次のとおり調整することで承認されました。

◆長寿祝金は、新町発足までに調整する。

◆長寿祝品は、神崎町の例により支給対象を満八十八歳とし、満八十九歳以上の方に対する支給は行わない。

◆金婚夫婦表彰式は、大河内町の例による。

◆敬老会事業は、廃止する。

◆訪問介護事業所の運営については、社会福祉協議会と協議し、新

町発足後速やかに調整する。

問：現在、訪問介護事業所の営業日は月曜日から土曜日になっていますが、介護については祝日も日曜もないため、休日等のサービスがあれば高齢者も安心するのでは？

答：大変重要な内容であり、将来は二十四時間ヘルパー派遣が基本となるように、社会福祉協議会と調整をしていきます。

〈基金関係について〉

社会福祉事業関係の基金として、神崎町は「神崎町福祉基金」、大河内町は「地域振興事業基金」として管理していますが、その額に大きな差があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆社会福祉基金の取扱いについては、新町発足までに調整する。

【協議第二十七号】

税務関係事務事業の取扱いについて

両町とも前納報償金については、対象税目は固定資産税及び町県民税となっていますが、町県民税の取扱いにおいて、両町とも普通徴収には報償金制度が無いため、不平等との考

え方があります。更に県下の半数の自治体において本制度がないこと等も考慮し、検討する必要があります。

納税事務については、両町とも納税組合が組織されていますが、納税組合の加入率及び組合数、報償金の支払い方法等に相違があります。また、納税組合を組織していることにより、個々の税額が他人に知れることや、プライバシー等の問題も含めた検討・協議が必要であることから、次のとおり調整することで承認されました。

◆前納報償金は、合併を期に廃止する。

◆土地台帳・家屋台帳・公図の閲覧方法、手続き及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆税の証明書の取扱い及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆納税組合に係る事務の取扱いについては、両町に大きな違いがあるため、納税組合を存続させた場合及び廃止も含めて慎重に検討し、新町発足後において調整する。

問：納税組合とは？

答：各隣保（組）単位で組織されており、町から年間税額を組合に對して通知し、代表者が納付書

を配布集金され、組合からまとめて町へ納付頂いてます。

問：納税組合が廃止された場合、税金を収納する経費や時間が増加するのに対し、徴収率は低下するのでは？

答：多数の納税組合はすでに解散していますが、解散する場合には口座振り替えを推進していることから、収納経費の増加や、徴収率にはさほど影響は出ていません。

【協議第二十八号】

上・下水道事業関係事務事業（その二）下水道関係について

下水道事業については、合併処理浄化槽設置整備事業等の五項目について、協議されました。

〈合併処理浄化槽設置事業について〉
合併処理浄化槽の設置についてはほとんど完了していますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、両町に差異があります。

合併処理浄化槽の管理体制についても、神崎町は個人（管理組合）管理とし、法定検査費用を補助していますが、大河内町は町管理で集合処理区使用料と同額を各管理組合が徴収し町へ納入しており、大きな違い

があります。

これらのことから、次のとおり調整することで承認されました。

◆合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新町発足までに大河内町の例により調整し、浄化槽管理体制については、新町発足後五年以内に大河内町の例により町管理に移行し集合処理区使用料と同額を町が徴収するよう調整する。

〈農業集落排水事業・公共下水道事業・コミュニティプラントについて〉
各事業については両町とも整備は完了しており、管理運営について大きな差異がないため、次のとおり調整することで承認されました。

◆農業集落排水事業、公共下水道事業及びコミュニティプラントについては、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈受益者負担について〉

両町とも整備は完了しています。が、新規管路延長等における受益者負担について、神崎町では条例を制定していますが、大河内町では、全施設完成のため平成十三年度に廃止しています。しかし、今後において国・県補助事業で新規管路工事等を

施工した場合、個人から負担金を徴収する必要があります。

また、新規加入をする場合は、加入分担金として町内全処理区一律で、神崎町は三十一万五千円、大河内町は三十五万円を徴収しており、両町において差異があります。

このようなことから、次のとおり調整することで承認されました。

◆農業集落排水事業等の受益者負担については、補助事業等により工事を施工した場合、受益者負担金を徴収する必要があることにより、新町発足後、神崎町の例により速やかに調整する。

また、加入分担金は、新町発足までに大河内町の例により調整する。

〈使用料金について〉

両町とも基本料金は同一ですが、消費税について、神崎町が内税、大河内町が外税となっています。また賦課徴収事務については、神崎町は個人賦課とし毎月個人納付で町が行っています。大河内町は管理組合に一括賦課し三ヶ月ごとに管理組合より一括納付としています。

管理組合については、神崎町が平成十三年四月に解散したのに対し、

大河内町は料金徴収及び処理場の草引き等を管理組合に委託しており、徴収手数料を支払っている状況にあります。また、一般家庭以外の工場、店舗等の人数算定の算出方法にも差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆使用料金は内税（基本料金三千五百円、人数割り料金三百五十円）とし、一般家庭以外の工場、店舗等の算定基準は、新町発足時までに調整する。また、賦課方法、徴収方法及び管理組合等の管理体制については、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈会計方式について〉

神崎町では、農業集落排水事業、公共下水道事業及びコミュニティプラントについては下水道事業会計として公営企業会計方式で処理していますが、大河内町は、農業集落排水事業及び公共下水道事業については特別会計方式、コミュニティプラントについては一般会計方式により処理していることから、次のとおり調整することで承認されました。

◆会計方式については、合併後速やかに公営企業会計に統一する。

【協議第二十九号】

慣行の取扱い（その二）式典、名誉町民、表彰について

へ式典について

両町において慣行的に行っている式典を比較すると、事業内容は同様であっても開催時期が異なるものがあります。これらの行事については、事業の趣旨や目的、又、これまでの経緯や実績などを十分勘案し、統廃合及び開催方法について検討する必要がある、次のとおり調整することと承認されました。

◆慣行的な式典については、合併までに調整する。

へ名誉町民について

名誉町民制度においては、特典・待遇・死亡時の公葬について両町の内容に相違があるため、次のとおり調整することと承認されました。

◆名誉町民制度は、大河内町の制度を基本に新町発足後速やかに調整する。また、旧町の名誉町民は、新町の名誉町民として引き継ぐことを経過措置として規定する。

へ表彰について

功労者等の表彰基準については、町政に貢献した者という点では同じですが、功績内容の細かい基準で表

記に差異があり、次のとおり調整することで承認されました。

◆功労者の表彰については、新町発足後速やかに調整する。

【協議第三十号】

住民関係事務事業（その一）公営住宅事務事業の取扱いについて

両町において、公営住宅法に基づき町営住宅を設置しており、神崎町では柏尾住宅に十戸、大河内町では比延住宅に十六戸の町営住宅を設置していますが両町において、入居者選考委員の構成、入居資格について違いがあります。

また、神崎町には特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「特定公共賃貸住宅」として、福本団地に八戸設置しています。入居選考にあたっては、町営住宅の入居者選考委員と同様の委員構成のため調整の必要があり、次のとおり承認されました。

◆町営住宅の入居者選考委員会及び入居資格は、新町発足までに新たに調整する。

◆特定公共賃貸住宅の入居者選考委員会及び入居資格は、新町発足までに神崎町の例により調整する。

【協議第三十一号】

福祉関係事務事業（その三）乳幼児医療の取扱いについて

乳幼児医療の助成については、神崎町では県の制度に準じ外来での医療費の一割を被保険者負担としていますが、大河内町では少子化対策に対する町単独の行政施策として、被保険者負担はなしとしているため、調整する必要がある、次のとおり承認されました。

◆乳幼児医療の助成については、少子化問題に対する重要施策であるため、新町発足までに大河内町の例により調整する。

提案事項

【提案第二十二号】

特別職の身分の取扱いについて

【提案第二十三号】

社会教育事務事業の取扱いについて

て

【提案第二十四号】

国民健康保険事業の取扱いについて

て

【提案第二十五号】

住民関係事務事業（その二）窓口業務等の取扱いについて

第八回新町建設計画小委員会が開催されました。

八月五日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第八回目の新町建設計画小委員会が開催されました。今回の小委員会では、前回の小委員会において、主要施策についてワークショップ形式により検討された意見を踏まえ、整理された主要施策案について意見交換されました。

新町における主要施策の体系では、「愛・やさしさ」「命・いきいき」「心・ふれあい」の三つの柱のまちづくりの目標を中心に、重点推進プランを《身近な施設を活かした地域サロン推進プラン》《高原・里山・名水を活かした地域ブランド創造プラン》《住民・職員のやる気を活かした新たな行政推進プラン》の三つとし、行政内部の各部局間の連携、さらには住民・事業者等との協働により推進していくものとし、また、主な事業・取り組みについては、再度意見交換していただくこととなりました。

合併協議会からの お知らせ

◆ 第10回合併協議会

日 時：9月12日（日）午後 1 時30分～
場 所：大河内町保健福祉センター 2F
福祉講習室

◆ 第11回合併協議会

日 時：9月29日（水）午後 1 時30分～
場 所：神崎町ケーブルテレビネットワ
ーク局舎 会議室

※協議会開催日は予定であり、両町の行事
等で変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開さ
れることとなっています。傍聴をご希望さ
れる方は、開会時間の15分前までに会場
にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・
氏名をご記入ください。傍聴をされる方
に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数
ある場合には、会場の都合などで傍聴の
人数を制限することもありますので、ご
了承ください。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホ
ームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録
などを公表している他、合併に関するご
意見・ご要望なども受け付けています。
内容は随時更新していきますので、ぜひ
ご覧ください。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

合併協定項目の協議状況 平成16年7月28日現在

神崎町・大河内町合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16. 3. 2※審議中	
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画（その1）	第7回 H16.7.17	第7回 H16.7.17
7	議会議員の定数及び任期の取扱い		
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16.7.28	
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18	町名、字名の取扱い		
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
	慣行の取扱い（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16.7.28	
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
22	消防団の取扱い		
23	自治会・行政連絡機構の取扱い		
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業		
	-3 企画関係事務事業		
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-5 住民関係事務事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	住民関係事務事業（その2）	第8回 H16.7.28	
	-6 保健衛生関係事務事業		
	-7 環境衛生関係事務事業		
	-8 福祉関係事務事業（その1）	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	福祉関係事務事業（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	福祉関係事務事業（その3）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-9 農林水産関係事業		
	-10 商工・観光関係事業		
	-11 建設関係事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-12 上・下水道事業（その1）水道事業	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
	上・下水道事業（その2）下水道事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16.7.28	
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16. 4.28
	-16 地域情報化事業		
	-17 その他事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		